

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和4年度 札幌市児童相談所及び一時保護所第三者評価業務
発注課	児童相談所地域連携課
選定事業者	一般社団法人日本児童相談業務評価機関
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>児童福祉法第12条第6項では、児童相談所の業務の質の評価を努力義務として規定しており、国は、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)」のほか、令和3年3月に、児童相談所の第三者評価の積極的な実施を図るため、評価項目や評価方法などを「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)（以下「ガイドライン」という。）」としてとりまとめ、その中で適切な評価者として、児童相談所業務経験者や第三者評価経験者、弁護士等を推奨している。</p> <p>選定事業者である一般社団法人日本児童相談業務評価機関は、学識経験者や児童相談所業務経験者、弁護士等、ガイドラインの作成委員を中心に構成された組織であり、地域で適切な評価を行うことができる評価機関の育成も実施している。</p> <p>本市においても、児童相談所として第三者評価を受審し、その結果を踏まえた業務の見直しを行うことによって児童相談所の体制強化を図ることとしているため、今後第三者評価を繰り返し受審できるように、市内における評価体制の確保も視野に入れ、適切な評価者による第三者評価の実施を通して、その実施方法や評価基準の考え方などを適切に理解していくことも必要である。</p> <p>以上から、ガイドラインの作成に携わり、その内容を熟知した評価者を中心に構成された評価機関により第三者評価を実施することが適当であり、選定事業者である一般社団法人日本児童相談業務評価機関以外の事業者では本業務遂行に必要な条件を満たさないため、業務の性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和4年7月5日